

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職務の階層に応じて行う職層別の研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型の研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等、各種研修を実施しています。平成16年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

ア 一般行政職等

研修区分	研修名	受講者数(人)						合計
		知事部局	企業局	病院局	教育	警察本部	その他	
職層別	新採用職員	278	0	81	58	0	0	417
	係員	685	6	87	151	42	5	976
	監督者	123	0	11	2	0	2	138
	管理者	246	5	8	40	0	4	303
	計	1,332	11	187	251	42	11	1,834
個別選択	業務遂行能力養成	60	0	0	8	3	1	72
	政策形成能力養成	80	0	1	9	5	4	99
	対人能力養成	53	0	0	6	0	0	59
	マネジメント能力養成	24	0	0	1	0	0	25
	計	217	0	1	24	8	5	255
派遣研修		36	1	1	3	2	0	43
合計		1,585	12	189	278	52	16	2,132

イ 教育職

研修区分	研修名	概要	受講者数(人)
研修	経験者研修	教職経験5年の教員を対象にして、学習指導法など専門的な力量の向上を図る。	293
	経験者研修	教職経験10年という節目において、今までの教育活動を振り返り、自己の課題や適性等を再確認し、実践的指導力の向上を図る。	469

上記の主な基本研修のほか、新任の校長、教頭、教務主任などを対象に、それぞれの職務を果たす上で必要とする資質の向上を図ることを目的として行う職能研修や、教育課程の改善等、学校教育の基盤となる事項についての研修である専門研修を実施しています。

ウ 公安職

研修区分	研修名	概要	受講者数(人)
任用科	県警察学校	各部門等の任用に関する教養	80
	管区警察学校		151
	警察大学校		35
専科	県警察学校	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるための教養	673
	管区警察学校		62
	警察大学校		49

## (2) 勤務成績の評定の状況

### ア 知事部局等

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員的能力開発・人材育成、適材適所の人事配置等に必要なる人事管理上の資料の整備を図ることを目的としています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 非常勤又は臨時的任用職員</li><li>・ 教育職、医療職（一）、技能労務職給料表の適用を受ける職員</li><li>・ 給料の特別調整額を受ける管理職員</li></ul>
評定者等	評定者は直近上位の管理職とし、最終評定者を所属長としています。また、実施責任者を各部局長等としています。 実施責任者は評定結果を厳正に審査し、不適当と認めるときは所要の訂正を命じることができることとしています。
基準日及び期間	平成16年8月1日を基準日として前1年間について作成しました。 ただし、転任、配置転換等の日から3月に満たない職員や長期の休職、研修等により基準日前3月以上にわたって事務に従事しなかった職員などについては、3月を満了するまで延期して実施することとしています。
評定結果の活用	評定結果については、職員的能力開発・人材育成及び適材適所の人事配置の基礎資料として活用しました。

### イ 教育委員会（県立学校・市町村立学校）

勤務の評定の目的	勤務評定は、職員の適正配置等、公正な人事管理の基礎資料の一つとするものです。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての県立学校の教員、市町村立学校の教職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 非常勤又は臨時的任用職員</li><li>・ 指導主事に充てられた教員等</li></ul>
評定者等	評定者は、校長については教育長（市町村立学校の場合は市町村教育委員会教育長）とし、校長以外については当該職員の所属する学校の校長としています。
基準日及び期間	原則として平成16年9月1日を基準日として前1年間について作成しました。
評定結果の活用	評定結果については、人事配置に活用しました。

### ウ 警察本部

勤務の評定の目的	勤務評定は、職員が職務と責任を遂行した勤務実績、能力及び適性を統一的に評価し、これを職員の処遇、計画的な人材育成、適材適所の人事配置等に活用し、併せて、公務能率の向上に資するために行っています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方警務官</li><li>・ 非常勤又は臨時的任用職員</li></ul>
評定者等	評定は、原則として、被評定者の複数の上司により行い、調整は、評価者の上位の職にある者が行うものとしています。
基準日及び期間	評定期間は、前年の4月1日から3月31日までの期間とし、3月31日現在で実施しました。 被評定者が、休職、育児休業、長期出張等により、評定対象の期間が5か月に満たないときは、3月31日以後で5か月に達した時に実施しました。
評定結果の活用	評定結果については、人材育成、人事配置等に活用しました。